

賃貸借契約書



株式会社 琉信ハウジング

事務所賃貸借契約書

※消費税別

物件の表示	名称	フレスカイズミザキ			
	所在地	那覇市泉崎1丁目6番8号			
	構造	鉄筋コンクリート造 地上 6階 地下 階	賃貸部分	2階 201号室 0平方メートル (但し現況による)	
賃料等	家賃	月額	51,000円	礼金	円
	共益費	月額	5,000円	更新事務手数料	10,000円※
	駐車料	月額	5,100円	水器リース料	1,200円※
	消費税	月額		契約期間	2021年08月01日 から 2023年07月31日 まで 満 2 年間
	敷金		102,000円		
	保証金				
駐車場利用車輛	車名		NO.		
賃料等の振込先		琉球銀行			カリウソンハウジング 名義 株式会社琉信ハウジング

賃貸人を甲・賃借人を乙・甲の委託管理者(株)琉信ハウジングを丙として下記条項を承諾の上、標記物件の賃貸借契約を締結し、その証として本書2通を作成し、甲・乙にて、各1通を保有する。

(用途の制限)

第1条 乙は、賃貸借物件を自己の営む事業の店舗・事務所()として使用し、その他の目的で使用してはならない。

(契約の期間及び更新手続き)

第2条 賃貸借期間は標記記載の通りとし、甲及び乙は協議の上で本契約を更新することができる。
2. 乙は、本契約の更新をしようとする場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに標記記載の更新事務手数料を丙へ支払うとともに更新に必要な書類を丙へ提出しなければならない。

(賃料等の支払い義務)

第3条 月額家賃、共益費、駐車料、その他料金(以下賃料等)は標記の通りとし、毎月末日までに翌月分を甲の指定する銀行における自動振替、あるいは甲の指定する口座に振込(但し、振込手数料等は乙の負担とする)にて支払うものとする。
2. 賃料等の支払い義務は標記契約期間の開始日から発生する。但し、賃貸借物件の引渡日を含む月分については、本契約締結時に支払うものとし、1ヶ月未満の賃料または賃料等の改定があった場合は日割計算とする。

(賃料等の遅延損害金)

第4条 乙は、期日までに賃料等の全部又は一部の支払いを怠った時は、遅延した金額に対し年利14.6%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとする。
但し、遅延損害金の支払いは、甲の契約解除権の行使を防げるものではない。

(賃料等の改定)

第5条 賃料などについては、公租公課の増減、物価の変動、その他の理由により賃料などが不相当となった場合は、甲乙協議の上、賃料を改定することができる。
2. 消費税については、税法上の改定に基づき、改定をする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約の債務の履行を担保するため、敷金として標記の金額を本契約の締結と同時に甲へ預け入れる。但し、敷金は無利子とする。
2. 乙は、契約期間中は、敷金をもって賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することはできない。
3. 敷金は、乙が本契約終了に伴う明渡しを完了した場合において、未納の賃料等、違約金その他乙の負担すべき費用及び甲の受領すべき金銭を控除した後に、乙の指定する銀行口座へ振込みによって返還する。(但し、振込手数料は、乙の負担とする。)
4. 乙は、敷金の返還請求権を第三者に譲渡、又は担保に供してはならない。

(解約)

- 第7条 賃貸借期間中においても、甲は6ヶ月前または3ヶ月前の予告をもって本契約を解約する事ができる。解約する月は、日割り計算にて賃料等を支払う。又、乙は予告にかえて、3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約する事ができる。
2. 本契約における明渡しとは、全ての物品の撤出、設置した全ての設備の撤去及び鍵の返却時とする。

(契約の解除、消滅)

- 第8条 乙が、次の各号いずれかに該当した場合は、甲は何等催告を要せず直ちに本契約は解除となり、乙は本物件を直ちに明け渡さなければならない。
- (1) 暴力団又は反社会的団体の構成員と判明した場合。
 - (2) 本物件内において、乙及び乙の関係者が粗暴又は乱暴な行為、言動をして近隣の居住者、使用者、管理者に迷惑、不安感、不快感を与えた場合。
 - (3) 警察当局の介入を生じさせる行為を行った場合。
 - (4) 賃料の支払いが期日より1ヶ月以上遅延した場合、または再三にわたり遅延し、甲との信頼関係を損ねた場合。
 - (5) 賃貸借契約締結時に提出した申込書、印鑑証明書等、提出書類について虚偽の記載が判明した場合。
 - (6) 破産又は一般常識を逸脱する不正行為をして、社会的信用をなくした場合。
 - (7) 本物件を転賃又は賃借権を譲渡若しくは、担保に供した場合。
 - (8) 本契約書の各条項に違反した場合。
 - (9) 天災、地震その他甲の責に帰する事のない事由により本物件を通常の用に供する事ができなくなった場合、または将来都市計画等により本物件が収用または使用を制限され賃貸借契約を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅する。
 - (10) 乙が死亡または解散した場合は、本契約は当然消滅する。

(明け渡し)

- 第9条 乙は、本契約終了時と同時に次のとおり本物件を遅滞なく甲に明け渡さなければならない。
- (1) 乙は、退去に伴う電気、ガス、水道料金等の代金精算手続きと鍵の返還を速やかに行うこと。
 - (2) 乙は、新設、付加した諸造作物、設備及び物品を乙の費用にて撤去し原状に復するとともに建物内外の掃除およびごみ、汚物の撤去をすること。
 - (3) 乙が、本物件を原状に復さない場合は、甲は諸造作物等を撤去しその費用を乙へ請求する。
 - (4) 乙が本物件の明け渡し後に残置物がある場合は、その所有権を放棄したものとみなし、甲は任意にこれを処分することができる。
 - (5) 本契約が終了してもなお乙が本物件を明け渡さない場合は、本契約終了の翌日から起算して明け渡しが完了に至るまでの期間、賃料2倍相当額並びに電気、ガス、水道料及び甲が被った損害を乙は賠償しなければならない。
 - (6) 乙は、明け渡しに際し、その事由、名目の如何を問わず、移転費用、立退料、権利金、損害賠償、造作買取請求、有益費、必要費等、一切の請求をすることはできない。
 - (7) 乙は、明け渡しに際し、甲または甲より委託された者の立会い確認のもと明け渡すこと。

(賃借権の譲渡及び転賃の禁止)

- 第10条 乙は、事由のいかんにかかわらず第三者に対して、全部もしくは一部の賃借権を譲渡、または賃貸借物件を転賃してはならない。

(賃借人の善管義務)

- 第11条 乙は善良なる管理者の注意をもって建物を保全し、使用しなければならない。乙の責にて本物件及び建物に損害を与えた場合は、乙は速やかに原状に回復しなければならない。

(諸経費の実費負担)

- 第12条 電気・ガス・水道・清掃費用及び通信費等その他の使用消耗品及び物件内の電球等の取替、排水等の詰まり、水道管の取替等使用上生じた小修理は乙の負担とする。
2. 衛生(塵芥処理)、防火、防犯、その他使用者として負担すべき費用は乙の負担とする。
 3. 乙所有の什器備品の修繕費、取替費用、公租公課。

(付帯設備の設置及び撤去)

- 第13条 乙は、本物件内外の模様替え、看板等の掲示、冷房機の取り付け、その他、原状を変更する工事を行う場合には、事前に甲の承諾を得なければならない。
2. 乙は、本物件に対し設備等の設置、給排水管の変更、電気等の配線の変更、その他原状を変更した場合は、本契約解約時の明け渡しに際し、自費を持って原状に復することとする。

(損害賠償責任)

- 第14条 乙は、善良なる管理者の注意をもって建物及び敷地を保全し、使用しなければならない。
2. 乙又は乙の関係者が本物件及び建物に破損、毀損、汚損等を生じさせた場合は、直ちに原状に復し、損害を賠償しなければならない。損害額の算定は、甲の決定に従う。
 3. 乙は、第13条に伴う内装工事中及び設備設置中又は設置後に事故が発生した場合は、責任をもって処理し、甲は一切の責任を負わない。

(立入点検)

第15条 甲又は甲より委任されたものは、緊急時、建物の保全、衛生、防火、防犯、救護等に関し、必要がある場合は、本物件内に立入必要な処置をすることができる。この場合、乙は全面的に協力をしなければならない。

(保険)

第16条 甲は、時価相当額の損害保険を保守し契約期間中は継続しなければならない。
2. 乙は、本物件引渡し後速やかに借家人賠償を含む損害保険を付保し、契約期間中は継続しなければならない。

(駐車場)

第17条 駐車場区画内の管理は乙の責任とし、事故、盗難等に関して甲及び丙は一切責任を負わない。
2. 乙は、利用車輛に変更のあった場合は速やかに丙に届けなければならない。
3. 乙は、駐車区画内に構造物の設置及び自動車以外の物をおいてはならない。
4. 乙は、駐車区画内に収容できない大型の車輛を駐車してはならない。
5. 乙は、車輛内に危険物(爆発物等)を集積したまま駐車してはならない。
6. 乙は、駐車場区画内に使用不能な車輛を駐車してはならない。
7. 駐車場及び近隣道路においては、騒音の防止に努め、ごみ・空缶・その他、汚物を捨ててはならない。

(管理の委託)

第18条 甲は、本物件の管理を(株)琉信ハウジング(丙)へ委託し、丙はこれを受託した。丙は、甲に代わり本物件に関わる管理業務を行う。

(暴力団等の排除)

第19条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することでき、乙は本物件を直ちに明け渡さなければならない。
1. 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
2. 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。
3. 本物件に暴力団構成員、同準構成員を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。
4. 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行傷害、脅迫、恐喝、器物破損、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚醒剤、銃砲刀剣類の所持等の犯罪を行ったとき。
5. 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度言動によって、他の入居者、近隣住民等に不安感や迷惑を与えたとき。

(通知義務)

第20条 甲及び乙は、商号、所在地、代表者を変更した場合や合併、会社分割等により資本構成に重大な変更が生じた場合は、相手方に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(強制執行)

第21条 乙は、本契約にかかる債務不履行があった場合や本物件明け渡し不履行があった場合は、直ちに強制執行を受けても異議ない旨を承諾した。

(紛争処理)

第22条 本契約について甲乙双方は、紛争の発生を避けるよう努めなければならない。尚、紛争が発生したときの訴訟は那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに同意する。

特約事項

1. 退去時の汚損・破損の補修費・ハウスクリーニング費用は乙の実費負担とし、返還敷金より差し引くものとする。
2. 乙は本契約の期間中、甲の指定する家賃保証協会の保証契約を付帯し、乙は本契約期間中、保証契約を継続しなければならない。
3. 乙は、自動車保管場所使用承諾書発行の保証金として、金48,000円を発行と同時に丙へ預け入れる。但し、保証金には利子を付さない。尚、乙は発行手数料として金3,000円(消費税別途)を支払うものとする。
4. 自動車保管場所使用承諾書発行の保証金は、契約終了後、30日以内に丙に対し保管場所台帳の抹消を証明する書類を提出後、敷金と同時に返還する。但し、契約終了後、30日を越えた場合は保証金は償却し返還しない。
7. 喫煙による室内の汚損・破損(臭いも含む)の補修費は、すべて乙の負担とする。
8. 入居中及び退去時のエアコン洗浄は、全て乙の負担とする。

以下空白

ご記入頂いた個人情報については、賃貸借契約に伴う連絡事項及び賃料等の請求及び督促業務、建物メンテナンスに関する連絡、関連するアフターケア、各種サービスに関するお知らせの為に使用します。又、建物及び室内のメンテナンス（補修等）、保守点検等の為、当社と提携している第三者（各施工業者）へ情報を提供いたします。

令和3年 7月29日

賃貸人（甲）

住所 那覇市天久2丁目12番15号

氏名 合同会社シックス

賃借人（乙）

住所 那覇市宇国場1180-2

氏名 跡山嗣幸

連絡先

緊急連絡先

住所

氏名

連絡先

緊急連絡先

住所

氏名

連絡先

管理会社（丙）

住所 那覇市松山2丁目3番12号

氏名 株式会社 琉信ハウジング

代表取締役 浦崎 永三十

連絡先 098-863-1917

宅地建物取引士

登録番号

氏名

担当者

賃料支払い方法についての説明書

1. 賃料は前払いです。
毎月末日までに、翌月分の賃料等をお支払い下さい。

 2. 口座自動振替の方・・・
毎月5日に指定の銀行口座より自動的に引落しいたします。残高が不足の場合は引落ができません。
引落日の前日までに口座残高をご確認下さい。
 - * 引落日の当日に口座へ入金しても引落できない場合があります。
 - * 引落日は、月1回限りです。再引落はできません。
 - * 5日が土・日曜日など銀行が休みの場合は、翌営業日の引落しとなります。

 3. 当社口座へ直接振込の方・・・
毎月末日までに、当社指定の口座へ直接お振り込みをして下さい。
尚、振込手数料はお客様負担となります。

 4. 支払い期日遅延の場合・・・
お客様の事情により口座振替ができなかった場合（残高不足等）、及び末日までに翌月分のお支払いがない場合は、「賃貸借保証委託契約」により保証会社から賃料等が代位弁済されます。
代位弁済後のお支払いについては保証会社へお振り込み頂くことになります。（保証会社より連絡等があります。）
保証会社より代位弁済を受けた場合は、代位弁済手続き費用及び遅延損害金等が加算されます。
- ** 請求書の発行は致しません。水道料金の変動費については、メーター検針の際に使用量明細を各戸へ投函致しますので、ご確認下さい。 **

上記説明内容を十分理解した上、記名押印したことに相違ありません。

賃借人

氏名

藤山 翔幸



経費区分 (事務費)

領 収 書

No 259795

崎山 嗣幸

殿

令和 3 年 6 月 20 日

¥ 16,280 -



金額訂正ならびに責任者印なきものは無効と致します

消費税内訳 8% () 10% (¥1,480)

但し会議テーブル用代として (NO2-3494)

上記の金額正に現金・クレジットにて領収致しました。

リビングデザインスクエア 池田

- 沖縄県沖縄市与儀3-20-1 〒904-2174
- THE GRACE ザ・グレース
TEL.098-930-4700 FAX.098-930-7901
- maxplus マックスプラス
TEL.098-930-0022 FAX.098-930-4720
- TODAY OIK トゥデイ・オーカー 池田店
TEL.098-930-1000 FAX.098-930-1078
- ReOK Remix Art Interior 池田店
TEL.098-930-9900 FAX.098-932-9991

TODAY OIK & DECO 那覇店

- 沖縄県那覇市古島1-18-15 〒922-0061
TEL.098-837-0088 FAX.098-839-5938
- STARRY HOME
沖縄県浦添市西原3-1-1 野エービル2F
〒901-2123 TEL.098-935-8331
- ReOK Container & Yard 今保仁店
沖縄県那覇市南中津原69-1 〒905-0401
TEL.0980-43-9225 FAX.0980-43-9236

法人向け事業

- コントラクト事業部
TEL.098-930-7272 FAX.098-930-7282
- 那覇外資部
- 介護ショップ 取さんたくさん
TEL.098-930-7900 FAX.098-930-7901

本部

- 沖縄県沖縄市与儀3-20-1 〒904-2174
- happy minutes 物流・配送
- 開発部
- 営業本部
TEL.098-930-7272 FAX.098-930-7282

OHKAWA 株式会社 昇順

充当割合: 10/10 (すべて政務活動のため)

充当額: 16,280円

収入印紙 (印)

領 収 証

No. 064770

崎山 嗣幸 様

2021 年 11 月 23 日

金額 ¥ 9,350

但し手帳代として
上記の通り正に領収致しました。

内訳

				¥ 850
消費税額				¥ 185

株式会社 リブロー

ご利用店名

〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1-1-1
デパートリウボウ7F
リウボウBC店
TEL.098-867-1725 FAX.098-860-2344

取扱者



注 ①社印及び捺印がないものは無効です。②金額訂正のあるものは無効です。
B (お客様用)

充当割合: 10/10 (すべて政務活動のため)

充当額: 935円

領収証



コジマビックカメラ那覇店
電話番号 098-941-3001

崎山 嗣幸 様

¥1,380-

(内、消費税等 ¥125)
お品物 (パソコン) 代として
上記正に領収致しました。

「コジマビックカメラ」ますます便利に！
その1 ポイント交換でお得にお買い物！
その2 どちらのお店でも修理を承ります！

2021/08/28/16:43 レジNo687/D112
取引No7089 販売員

パソコン EC1BR11B2P	¥1,380
合計	¥1,380
(内、消費税等	¥125)
点数 1	

お支払い	¥1,380
現金	¥2,000
(内、消費税等	¥125)
釣銭	¥620

充当割合: 10/10 (すべて政務活動のため)

充当額: 1,380円

経費区分 (事務費)



株式会社ヤマダデンキ
本部 群馬県高崎市栄町1-1
<https://www.yamada-denkiweb.com>

YAMADA web.com
那覇本店
098-851-5040
御来店誠に有り難う御座います
ケイタイde安心会員募集中!
金額又書

No. 1054-419-022327 [現金売]
2021/09/20 17:04
レシ担当: [REDACTED]
販売担当: [REDACTED]
会員No. [REDACTED]

0245874015 AT9901	SSS
マイワ松 1:持帰 外10	01
	¥3,770
小計	¥3,770
+消費税	
税込計	¥4,147
ポイント値引	0P
合計	¥4,147
(内消費税)	¥377

10%対象	¥4,147
(内消費税)	¥377

現金	¥4,147
お預り	¥10,157
お釣り	¥6,010

充当割合: 10/10 (すべて政務活動のため)
充当額: 4,147円



〒902-0075
那覇市宇国場1180-2

崎山 嗣幸 様



発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-1500
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒810 福岡市中央区白金
-0012 1-20-3 紙与薬院ビル

8515A01040001-000137

電話料金等 ご利用料金証明書

電話番号等

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2021年 4月分	8,036円	2021年 4月30日	おまとめ請求によるお支払
2021年 5月分	8,102円	2021年 5月31日	おまとめ請求によるお支払
2021年 6月分	8,102円	2021年 6月30日	おまとめ請求によるお支払
2021年 7月分	8,023円	2021年 8月 2日	おまとめ請求によるお支払
2021年 8月分	8,703円	2021年 8月31日	おまとめ請求によるお支払
2021年 9月分	8,054円	2021年 9月30日	おまとめ請求によるお支払
2021年10月分	8,041円	2021年11月 1日	おまとめ請求によるお支払
2021年11月分	8,103円	2021年11月30日	おまとめ請求によるお支払
合計	65,164円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
- ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
- ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2021年12月14日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

携帯電話 2021年4月分~11月分
 充当対象 65,164円
 充当割合: 1/2 (政務活動外を含むため)
 充当額: 32,582円

経費区分別支出一覧表

経費区分 人件費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
5/1	雇用職員Aの賃金(令和3年4月分)	83,800	全額	83,800
6/1	雇用職員Aの賃金(令和3年5月分)	83,400	全額	83,400
7/1	雇用職員Aの賃金(令和3年6月分)	83,800	全額	83,800
8/1	雇用職員Aの賃金(令和3年7月分)	83,600	全額	83,600
9/1	雇用職員Aの賃金(令和3年8月分)	83,800	全額	83,800
10/1	雇用職員Aの賃金(令和3年9月分)	83,600	全額	83,600
11/1	雇用職員Aの賃金(令和3年10月分)	83,200	全額	83,200
12/1	雇用職員Aの賃金(令和3年11月分)	83,400	全額	83,400
12/28	雇用職員Aの賃金(令和3年12月分)	83,200	全額	83,200
6/4	雇用保険料	11,433	全額	11,433
1/31	雇用職員Aの賃金(令和4年1月分)	83,400	全額	83,400
2/28	雇用職員Aの賃金(令和4年2月分)	83,400	全額	83,400
3/31	雇用職員Aの賃金(令和4年3月分)	84,200	全額	84,200
人件費 充当合計				1,014,233

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名 [Redacted]
住所 [Redacted]

(令和 3 年度)

単位:円

月 日	支給額	交通費	雇用保険料	支払額	受領印	備考
5月1日	80,000	3,800	0	83,800	●	4月分
6月1日	80,000	3,400	0	83,400	●	5月分
7月1日	80,000	3,800	0	83,800	●	6月分
8月1日	80,000	3,600	0	83,600	●	7月分
9月1日	80,000	3,800	0	83,800	●	8月分
10月1日	80,000	3,600	0	83,600	●	9月分
11月1日	80,000	3,200	0	83,200	●	10月分
12月1日	80,000	3,400	0	83,400	●	11月分
12月28日	80,000	3,200	0	83,200	●	12月分
1月31日	80,000	3,400	0	83,400	●	1月分
2月28日	80,000	3,400	0	83,400	●	2月分
3月31日	80,000	4,200	0	84,200	●	3月分
合計	960,000	42,800	0	1,002,800		

経費区分 (人件費)

納付書・領収証書

労働保険 国庫金

取扱庁名
沖縄労働局

※取扱庁番号
00075679

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計 **0847** 厚生労働省
所 **6118**

平成 年度

労働保険番号 **47101036562-000** ※CD ※証券受領 全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:平成は7) ※徴定年度(元号:平成は7)
元号 年度 元号 年度

納付の目的
1. 平成 年度 概算 期
2. 増加概算...1 期別の表示
料率引上...2 全期・1(初)期...1
2期...2
3期...3
4期(翌年度第1期)...4
3. 平成 年度 確定

※取納区分 ※認決区分
※内証券受領 円
(住所) 〒 **901-0206**
那覇市泉崎1-2-3
(氏名) **沖縄県議会議員 崎山嗣幸** 殿

内	労働保険料	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
											¥ 15216
訳	一般拠出金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
											¥ 21
	納付額(合計額)	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
											¥ 15237

上記の合計額を領収しました。
領収日付印
沖縄銀行 新都心
3.6.4
T-2
(納付者渡し)

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

2021年6月4日

充当割合 3/4

充当額 11,412円 + 21円 = 11,433円

内容 労働保険料

充当理由

労働保険料 15,216円 × 3/4 = 11,412円、(一般拠出金) 21円

令和 3 年度 雇用職員申告票

議員名 崎山嗣幸

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和3年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名 [Redacted]

住所 [Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員

崎山嗣幸 (印)

勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 崎山 嗣幸 】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)	
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	・情報収集（新聞・雑誌・書類・資料等）視察随行、写真撮影	15%
	研修に係るもの	・研修会・講演会の準備（案内状送付、資料作成）等	10%
	広聴広報に係るもの	・広報誌の記事作成依頼、印刷業者との調整等 ・発送名簿の作成・管理（アクセスデータ） ・広報誌の発送、配布行動、依頼作業	30%
	要請陳情等に係るもの	・要請文、陳情文の作成（陳情者との連絡調整）	10%
	会議に係るもの	・各種会議の準備（会議室の手配、会場作り）等	10%
	資料作成に係るもの	・原稿清書 ・議会発言用資料収集	10%
	事務所での庶務に係るもの	・備品、消耗品等の管理 ・電話、来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	15%
小計		100%	
政務活動以外の活動に係る職務			

令和 3 年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 崎山 嗣幸



被雇用者



36

雇 用 契 約 書

氏 名 [REDACTED]	生年月日 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]	電話番号 [REDACTED]


下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
主な就業場所	那覇市泉崎1-6-8フレスカイズミザキ201号室 崎山嗣幸県議事務所および 沖縄県議会居室
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成・視察補助
就業時間	午前9時半から午後3時まで（休憩12時から13時）
休 日	土日祝日、年末年始、旧盆
給与（賃金）	月給 80,000円 交通費1日200円
給与支払日	毎月月末〆切 翌月1日支払
支払方法	直接払い 口座振替
備 考	記載事項以外の勤務条件は、その都度協議する。
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 3 年 4 月 1 日

雇用者 氏名

崎山嗣幸 

被雇用者 氏名

[REDACTED] 

※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

令和3年度 雇用職員出勤簿

【 4 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
●	●	/	/	●	●	/	●	●	/	/	●	●	休み	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●	/	/	●	●	/	●	●	/	/	●	●	●	●	●

19

$200 \text{円} \times 19 = 3,800$

【 5 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
●	/	/	/	/	●	●	/	/	●	●	●	●	●	/

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
/	●	●	/	●	/	/	/	●	●	●	●	●	/	/	●

17

$200 \times 17 = 3,400$

【 6 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●	/	●	●	/	/	●	●	/	●	●	/	/	●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
●	●	●	/	/	●	●	●	/	●	/	/	●	●	●

19

$200 \times 19 = 3,800$

【 7 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
●	●	/	/	●	●	/	●	●	/	/	●	●	●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
●	/	/	●	●	/	●	●	/	/	●	/	●	●	/	/

18

$200 \times 18 = 3,600$

令和3年度 雇用職員出勤簿

【 8 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
/	●	●	お休み	●	●	/	/	●	●	●	●	お休み	/	/

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●	●	お休み	●	●	/	/	●	●	●	●	●	/	/	●	●

192

200x19 = 3,800

【 9 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
●	お休み	●	/	/	●	●	/	●	●	/	/	●	●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
●	●	/	/	●	●	お休み	●	●	/	/	●	●	/	●

181

200x18 = 3,600

【 10 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●	/	/	●	●	お休み	●	●	/	/	/	お休み	●	●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
/	/	●	人間ドック	●	●	●	/	/	●	●	/	●	●	/	/

161

200x16 = 3,200

【 11 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
/	●	●	●	●	/	/	●	●	●	●	●	/	/	腰痛のため休み

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●	バスツアーで休み	●	●	/	/	腰痛のため休み	●	●	/	●	/	/	●	●

17

200x17 = 3,400

35

令和3年度 雇用職員出勤簿

【 12 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
●	●	●	/	/	/	●	●	/	●	/	/	●	●	/

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●	●	/	/	●	●	/	●	●	/	/	●	●	年末年始 お休	"	"

【 1 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
年末 年始 お休	"	"	●	●	●	●	/	/	成人の 日	●	●	●	●	/

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
/	●	●	お休み	●	●	/	/	●	●	お休み	●	●	/	/	●

【 2 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●	●	●	お休み	/	/	●	●	●	●	建国 記念の 日	/	/	●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
●	●	●	/	/	●	●	天皇 誕生 日	●	●	/	/	●			

【 3 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
●	お休み	●	●	/	/	●	●	●	●	●	/	/	●	●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
●	●	●	/	/	春分 の日	●	●	●	●	/	/	●	●	●	●